

平成 19 年度公共事業再評価審議委員会からの附帯意見に係る対応状況について

事業名	港湾事業 青森港改修（統合補助）事業 浮棧橋 / 青森港本港地区
<p>【附帯意見の内容】</p> <p>現段階において、プレジャーボートの係留・保管能力の過不足を判断できる状況にはないと考ええる。</p> <p>このため平成 22 年度までに県の対応方針（案）を決定した上で、改めて再評価審議委員会に諮ることを求めるものである。</p> <p>なお、堤川等における不法係留船対策は、これまで以上に積極的に推進すること。</p>	
<p>【これまでの対応状況】</p> <p>平成 19 年 7 月、プレジャーボート等の放置艇（不法係留船）の実態数を把握するため、港湾区域、漁港区域及び河川区域で一斉実態調査しました。その結果、青森港関連区域の放置艇数は前年に比べ 25 隻減の 186 隻で、これに対し係留保管施設の受入れ余力は 187 隻と、放置艇数と係留保管能力がほぼ拮抗していることが確認されました。</p> <p>一方、青森港港湾区域におけるよりいっそうの対策強化と、放置状態の解消を進めるため、港湾法に基づく「放置禁止区域」を平成 20 年度中に指定するよう準備を進めています。</p> <p>また、河川区域では、実態調査に基づく指導、放置係留杭等の撤去を行うとともに、平成 19 年 10 月、堤川において係留防止ブイを設置するなど、不法係留船対策に取り組んでいます。</p> <p>なお、県内他港の事例となりますが、港湾法に基づく放置禁止区域を先行指定していた八戸港では、平成 19 年 9 月、海上保安部と情報交換を行い、たびかさなる注意喚起にもかかわらず企業活動や船舶航行に支障を及ぼしていた悪質な放置艇所有者 23 名を、港湾法違反で海上保安部が検挙し、この結果、当該放置艇は適正施設に移動又は解体処分されるに至りました。</p> <p>このように、県と関係機関では、連携して港湾の適正な秩序維持に取り組んでいるところです。</p>	
<p>【今後の対応方針】</p> <p>今後とも、指導、対策の強化を図りつつ、放置艇（不法係留船）の動向把握のため、港湾・漁港・河川三水域合同での実態調査を継続していきます。</p> <p>平成 22 年度には、これらの結果を踏まえ、県の対応方針（案）を再度整理したうえ再評価審議に諮ることとします。</p>	